



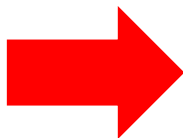
交通安全市民会議 ニュース



9 月 1 日から生活道路における自動車の法定速度が



60
Km/h



30
Km/h



に引き下げられます！

生活道路
とは？



主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです

法定速度
とは？



道路に速度規制の標識や標示が設置されていない場合に適用される、道路交通法で定められた最高速度のことです

改正道路交通法施行令により、生活道路を走行する自動車の法定速度は **30km/h** となります。これまでのルールでは、高速自動車国道以外の道路では、速度規制標識がない限り法定速度は 60km/h でした。改正後は、一定の構造要件を満たす生活道路においては、**標識がなくても 30km/h が最高速度**になります。

▽ 法定速度が 30km/h に引き下げられる道路

※警察庁資料より

くわしくはコチラ
警察庁ホームページ

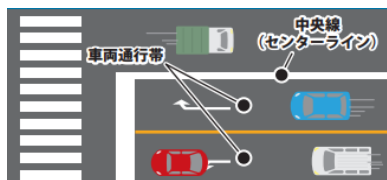


主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線等がない道路
(=生活道路)



▽ 法定速度が今までと変わらない道路

①道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



②道路の構造上又は柵その他工作物により自動車の通行が往復方向別に分離されている一般道路



③高速自動車国道のうち、本線車道並びに、これに接する加速車線及び減速車線以外のもの

▽従前どおり、道路標識等により最高速度指定されている道路はその速度に従ってください

④自動車専用道路

※標識で指定があればその速度優先



例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と指定されている中央線がない道路では、最高速度は 30km/h ではなく 40km/h となります

交通事故を防ぎ、誰もが安心して暮らせるまちを守るためには、**最高速度を守ることが欠かせません。**たとえ決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候、周囲の交通量に応じて、より安全な速度で運転する心がけが大切です。**とくに学校付近や住宅街では、いっそうの減速と注意**をお願いいたします。

